

報道発表資料

令和 7 年 6 月 4 日

独立行政法人国民生活センター

**太陽光発電システムの点検商法が急増！**  
ー「点検が義務化された」などと言われても、安易に契約せず、  
まずは点検の要否を確認しましょうー

全国の消費生活センターには、「事業者から太陽光発電設備の点検は義務化されていると言われたが、本当か」「太陽光パネルの無料点検をすると電話があり、点検したら高額な契約を勧誘された」など、「点検が義務化された」などと言われて太陽光発電システムの無料点検を勧められたり、点検を受けた結果、太陽光パネルの洗浄等の契約を迫られたという相談が増えています（図 1）。

太陽光発電システムは、電気事業法や再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（再エネ特措法）等の関係法令に沿って適切に維持管理することが求められますが、点検義務の対象になるかは、再エネ特措法に基づく FIT 制度・FIP 制度<sup>1</sup>の利用の有無や出力等により異なります。太陽光発電システムを効率的に、また安全に利用<sup>2</sup>するためには、定期的な点検を行うことが重要ですが、「点検が義務化された」など契約を迫るセールストークには慎重に対応する必要があります。

また、東京都では2025年4月から、都内に一定以上の新築住宅等を供給するトップランナー等事業者を対象に太陽光発電設備の設置等を義務付ける制度がスタートする<sup>3</sup>など、今後、太陽光発電システムがさらに身近なものになっていくものと考えられます。そこで、このような消費者トラブルの未然防止・拡大防止のため、消費者に注意喚起します。

<sup>1</sup> FIT 制度（再生可能エネルギーの固定価格買取制度）は、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度である。2022 年度からは FIT 制度に加えて、発電した再生可能エネルギー電気を、卸電力取引市場や相対取引に自ら市場で売電することになる市場連動型の FIP 制度（Feed-in Premium）が導入された。

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saie/data/kaitori/2025\\_fit\\_fip\\_guidebook.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saie/data/kaitori/2025_fit_fip_guidebook.pdf)

<sup>2</sup> 2019 年 1 月、消費者安全調査委員会において「住宅用太陽光発電システムから発生した火災事故等」に係る事故等原因調査の報告書が取りまとめられ、長く安全に使用するためには定期的な保守点検が大切とされている。

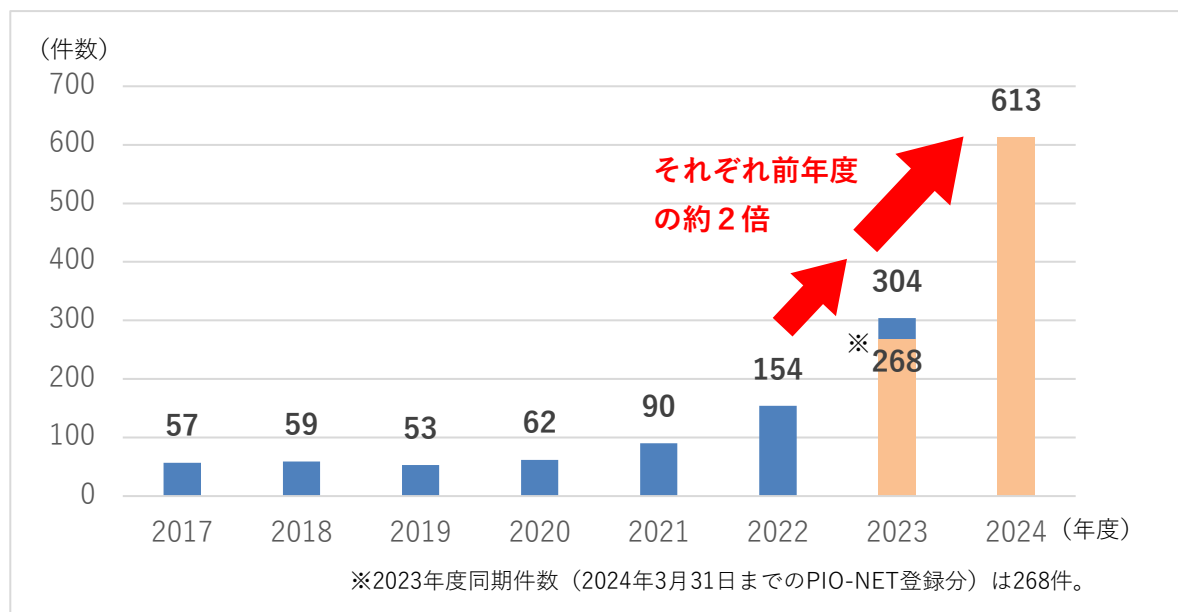
[https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report\\_012/](https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_012/)

その他、独立行政法人製品評価技術基盤機構においても、「製品安全情報メールマガジン」で注意を促している。

[https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/mailmagazin/2024fy/vol473\\_250325.html](https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/mailmagazin/2024fy/vol473_250325.html)

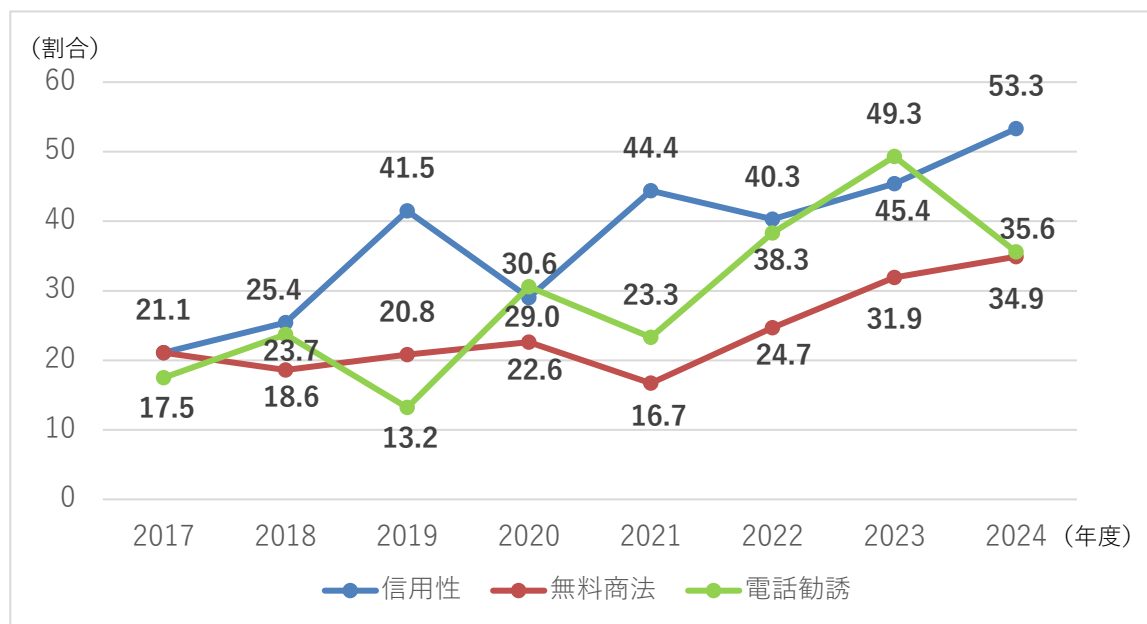
<sup>3</sup> [https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/solar\\_portal/](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/solar_portal/)

図1 PIO-NET<sup>4</sup>における「太陽光発電システムの点検商法」に係る相談件数の年度別推移



相談件数の年度別推移をみると、2022 年度から増え始め、2023 年度と 2024 年度はそれぞれ前年度の約 2 倍の相談件数となっており、急増しています。

図2 「太陽光発電システムの点検商法」に係る相談内容別の割合<sup>5</sup>（年度別推移）



事業者や事業者の説明に対する信用性を問う相談は年々増加しており、2024 年度では全体の半数を超えています。また、無料商法及び電話勧誘は 2021 年度以降、増加傾向を示しています（電話勧誘は 2024 年度は減少）。

<sup>4</sup> PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと。消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。2017 年 4 月 1 日以降受付、2025 年 3 月 31 日までの PIO-NET 登録分。なお、太陽光発電システムの点検をきっかけに屋根工事など別契約をしたもの等も含む。

<sup>5</sup> 複数回答項目である相談内容のうち、主なものを集計した。

## 1. 相談事例（ ）内は受付年月、契約当事者の属性）

### 【事例1】「太陽光発電設備の点検は義務付けされている」と言われたが、本当か

事業者が自宅にやって来て、太陽光発電設備の点検は義務付けられていると言われた。太陽光発電を20年近く使用している。事業者は4年に一度点検をするように言い、アンケートへの記入を勧められた。急に来訪を受け名乗らず、説明も納得できないためアンケートも書かず断った。今まで点検はしてこなかったが、点検は義務化されたのか。

(2025年1月受付 70歳代 男性)

### 【事例2】「太陽光パネルの点検が義務化された」と言われ、洗浄とコーティング契約をしたが、娘はだまされていると言う。業者の説明はウソか

突然、事業者が訪問してきて「太陽光パネルの点検が法律で義務化されたので、太陽光設備を無料で点検する。パネルによる火災事故が起こっている」などと説明された。後日、事業者が改めてやってきてドローンを飛ばして点検した。事業者に「パネルをサーモモニターで確認したところ赤くなっているので、今後、太陽光パネルを長期使用するためには洗浄とコーティングが必要」と言われ、言われるがまま約40万円の契約をした。ネットで調べた娘から、だまされているので解約をするように言われた。事業者の説明が虚偽なら解約したい。

(2024年12月受付 80歳代 女性)

### 【事例3】「県から依頼された。無料点検する」と電話があり、来訪に応じてしまった

現在、太陽光パネルを設置している。数日前、「太陽光パネルが原因で火災が起きている。県から依頼されて無料で点検をしている」と電話があった。火災と聞いて心配になり、来週に来訪してもらうことにしたが、県の担当者に聞いてみたところ、そのような点検はしていないと言われたので断りたい。

(2024年11月受付 70歳代 男性)

### 【事例4】「太陽光パネルの無料点検をする」と電話があり、点検したら高額な契約を勧誘された

固定電話に電話がかかってきて、「FIT法が改正されて太陽光パネルには点検義務がある。太陽光パネルの設置事業者が倒産したので代わりに来ており、無料で点検する」と言われた。太陽光パネルは設置して10年以上経っていたので、点検した方が良いと思い了承した。

後日、点検してもらったところ、修理が必要と言われ、修理するには20万円、修理せず太陽光パネルを撤去するなら50万円と言われた。高額だったので返事を保留している。点検義務があるというのは本当か。また、事業者が提示した金額は適正か。

(2025年1月受付 70歳代 女性)

## 2. 消費者へのアドバイス

### (1) 事業者から「点検が義務化された」などと言われても安易に契約せず、まずは点検の要否を確認しましょう

太陽光発電システムを安全に利用するためにも定期的な点検は重要ですが、事業者から「点検は義務」と言われても安易に契約せず、まずは自宅の太陽光発電システムの点検の要否を確認しましょう。よくわからない場合には、太陽光発電システムの設置事業者に相談しましょう。万が一、設置事業者が倒産しているなど、連絡が取れない場合には、販売店や工務店、メーカーなどにも問い合わせてみましょう。

### (2) 太陽光発電システムの点検やメンテナンスの契約をする場合は、その場で契約せずに複数社から見積もりを取り検討しましょう

事業者の突然の訪問や電話勧誘をきっかけに、点検の勧誘をされたり契約を急かされたりしても、その場で契約せずに、複数社から見積もりを取り、いつ、何を点検するのか、費用はいくらか等をよく確認したうえで、慎重に検討を行いましょう。

なお、太陽光発電システム保守点検ガイドライン<sup>6</sup>によると、太陽光発電システムの設置後1年目、その後は4年に一度を目途に、システムの破損状況などの定期点検が推奨されています。

### (3) 不安に思った場合は、最寄りの消費生活センター等に相談しましょう

特定商取引法上の訪問販売や電話勧誘販売に該当する場合には、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、原則としてクーリング・オフ<sup>7</sup>ができます。なお、太陽光発電システムの点検をきっかけに屋根工事など別契約を迫られるケースもあるので、注意しましょう。

不安に思った場合は、一人で悩まず最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。

＊消費者ホットライン：「188（いやや!）」番

最寄りの市区町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

#### <身近な高齢者を守るために>

高齢者の消費者トラブルを防ぐためには、不審な人間が出入りしていたり、困った様子が見えたりしないか等、日頃から高齢者の生活や言動、態度などを見守り、身近にいる周りの方が変化にいち早く気づくことがとても重要です。消費生活センター等への相談は、家族やホームヘルパー、地域包括支援センターなどの職員からでも可能です。身近な高齢者がトラブルにあっているのではないかと気づいた場合は、できるだけ早く相談してください。

<sup>6</sup> 一般社団法人日本電機工業会（JEMA）・一般社団法人太陽光発電協会（JPEA）の共同作成資料参照  
太陽光発電システム保守点検ガイドライン第2版（2019年12月27日改訂）

[https://www.jema-net.or.jp/engineering/solar/evafa20000002bnl-att/191227\\_pv\\_maintenance.pdf](https://www.jema-net.or.jp/engineering/solar/evafa20000002bnl-att/191227_pv_maintenance.pdf)

<sup>7</sup> クーリング・オフの通知書面の書き方や手続き方法はこちら

[https://www.kokusen.go.jp/soudan\\_now/data/coolingoff.html](https://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/coolingoff.html)

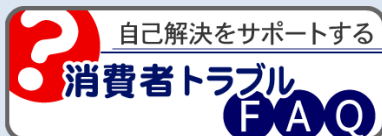
### 3. 関係団体への要望

太陽光発電システムの点検商法に係るトラブルが全国の消費生活センター等に寄せられていることから、太陽光発電システムの保守点検に係る消費者への情報提供をさらに強化するとともに、消費者が安心して点検を受けることができるよう、相談窓口の整備など、環境づくりに向けて取り組むことを要望します。

- ・一般社団法人太陽光発電協会（法人番号 3010405007512）
- ・一般社団法人日本電機工業会（法人番号 8010005016727）

### 4. 情報提供先

- ・消費者庁（法人番号 5000012010024）
- ・内閣府消費者委員会（法人番号 2000012010019）
- ・経済産業省（法人番号 4000012090001）
- ・資源エネルギー庁（法人番号 3000012090002）



国民生活センターは、「消費者トラブル FAQ サイト」で、  
消費者トラブルにあった方に解決に向けた情報提供をしています。  
是非ご利用ください。<https://www.faq.kokusen.go.jp/>

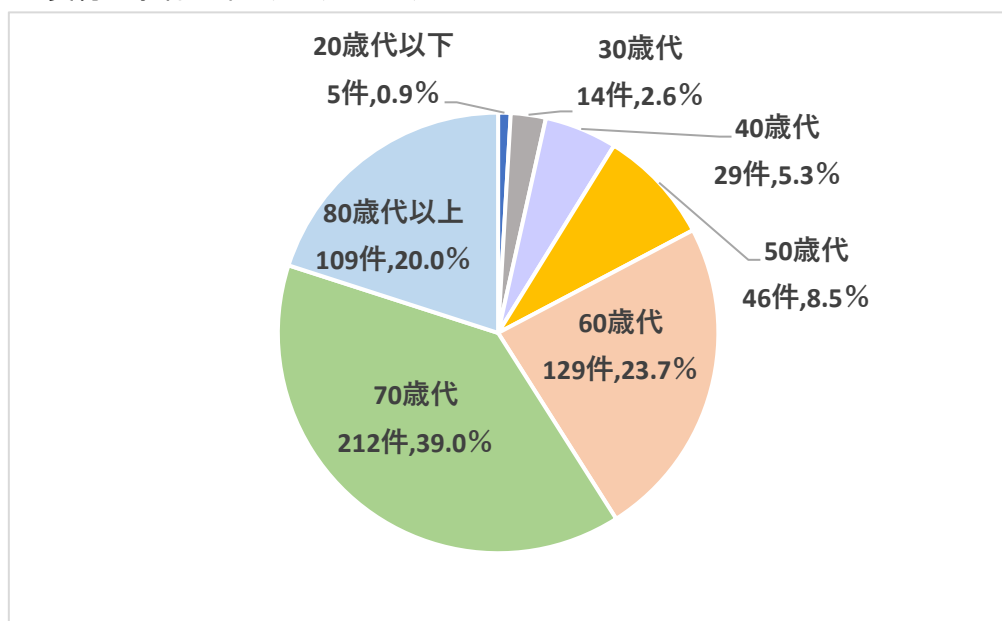


### 【参考資料】PI0-NET における「太陽光発電システムの点検商法」に関する相談の傾向<sup>8</sup>

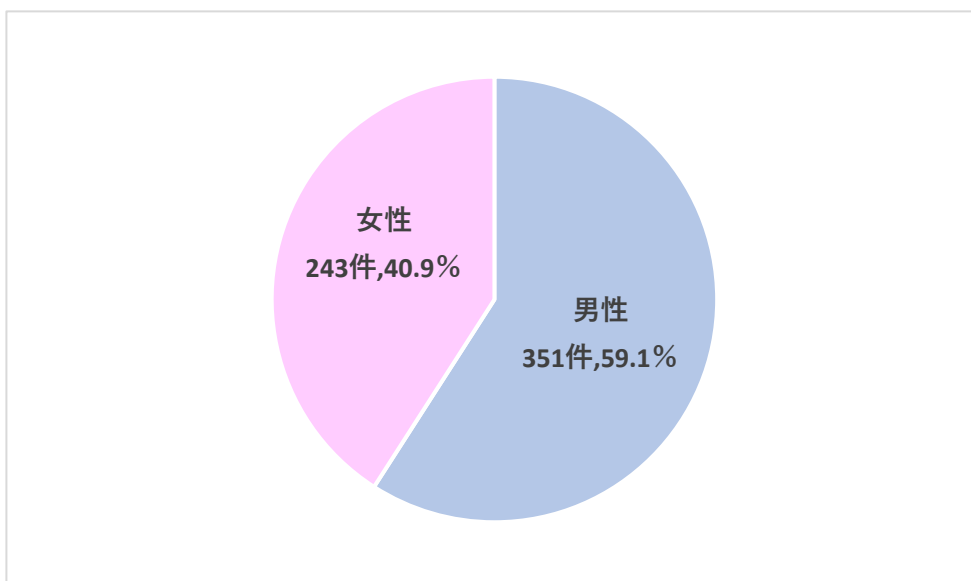
＜契約当事者の属性等＞

- ・年代：平均年齢 69.1 歳。年代別にみると、70 歳代・80 歳代以上が 約 59.0%を占める。
- ・性別：男性約 59.1%、女性約 40.9%。
- ・平均契約購入金額：約 113 万円。
- ・契約当事者の地域ブロック別：九州北部（17.6%）、四国（14.4%）、近畿（14.1%）、  
南関東（12.9%）、山陽（10.2%）

#### （１） 契約当事者の年代別（n=544）

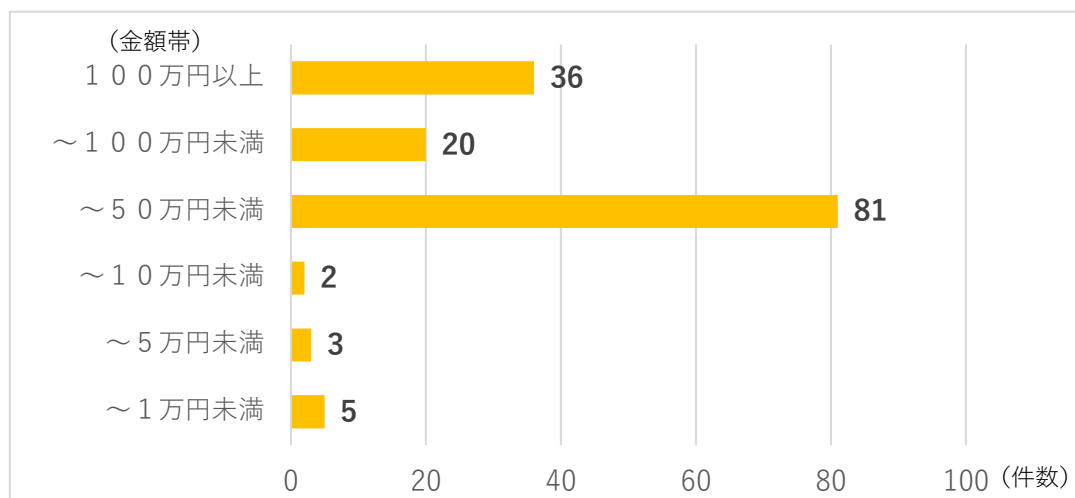


#### （２） 契約当事者の性別（n=594）

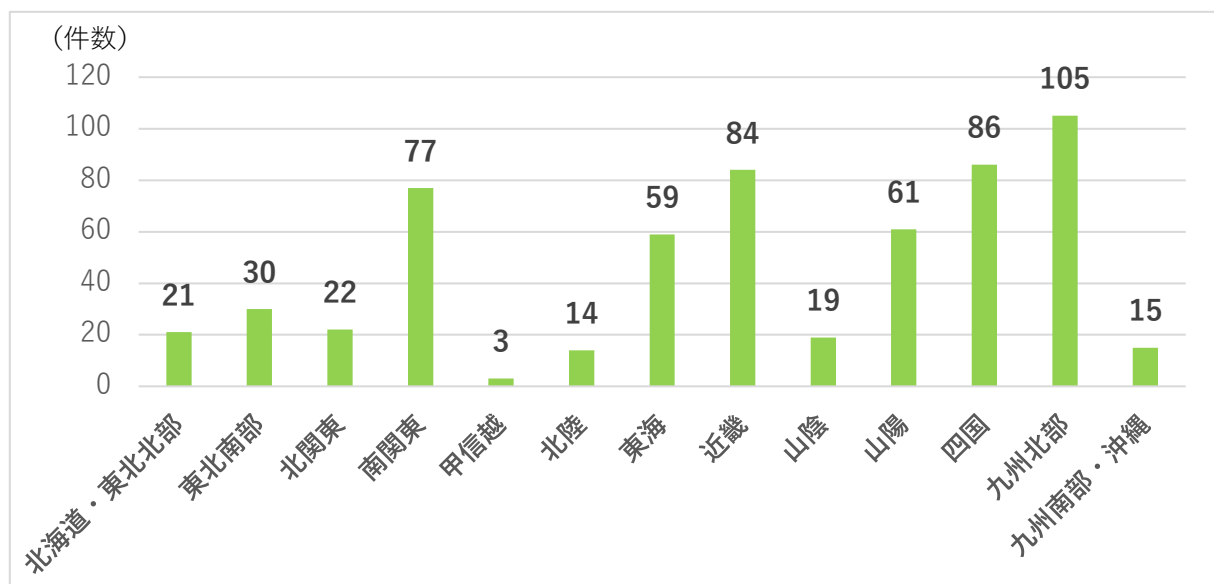


<sup>8</sup> 2024 年度受付分（2025 年 3 月 31 日までの登録分）を対象に、「太陽光発電システムの点検商法」の相談件数（n=613）のうち、不明・無回答等は除き、分析している。割合については小数点第 2 位を四捨五入しており、内訳の合計が 100%にはならない場合がある。

(3) 契約購入金額帯別件数 (n=147)



(4) 契約当事者の地域ブロック別件数 (n=596)



【北海道・東北北部】(北海道・青森・岩手・秋田)

【東北南部】(宮城・山形・福島)

【北関東】(茨城・栃木・群馬)

【南関東】(埼玉・千葉・東京・神奈川)

【甲信越】(新潟・山梨・長野)

【北陸】(富山・石川・福井)

【東海】(岐阜・静岡・愛知・三重)

【近畿】(滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山)

【山陰】(鳥取・島根)

【山陽】(岡山・広島・山口)

【四国】(徳島・香川・愛媛・高知)

【九州北部】(福岡・佐賀・長崎・熊本・大分)

【九州南部・沖縄】(宮崎・鹿児島・沖縄)